

2024（令和6）年度  
指定校推薦入試  
併設校推薦（Aグループ）入試  
[法学部]  
小論文問題

注意

- 1 開始の合図があるまでは、開かないこと。試験時間は六〇分である。
- 2 黒色鉛筆を使用すること。
- 3 解答用紙の所定欄に、氏名・受験番号を記入すること。
- 4 縦書きにすること。
- 5 下書きには、この用紙の余白を使用すること。
- 6 書き損じても、解答用紙は再交付しない。
- 7 この用紙は、試験終了後に回収しない。

解答要領

解答は問題文中の設問の指示に従って、解答欄に適切に書くこと。  
なお、句読点・かっこなども字数に加える。また、段落の初めの空きや、段落の終わりの行にできた空きも、書いてあるものとみなし、字数に加える。

以下の「社説」を読んで、設問に答えなさい。

① 商品やサービスの広告であるにもかかわらず広告であることを隠し、消費者に気づかれないよう宣伝する。そんな「ステルスマーケティング」の手法が初めて法規制される。消費者を<sup>a</sup>あざむく行為は信頼を大きく損なう。企業や広告業界は、社会的責任を改めて自覚してほしい。

「消費者が事業者の表示であることを判別することが困難」なもの——。このような表現で、ステマ広告は、商業広告などのルールを定める景品表示法の内閣府告示に、新たな禁止行為として3月末に指定された。「事業者」は企業や個人事業主、学校法人、NPO、自治体など幅広い。10月の施行に向けて十分な周知が欠かせない。

消費者庁の運用基準によると、自らの商品やサービスの広告なのに、事業者が第三者に対価を提供し、その広告内容の決定にも関与してSNSなどで密（ひそ）かに宣伝させ、消費者を誤認させるといった行為が禁じられる。それが広告なら「宣伝」「PR」などと、はっきり書き示す必要がある。広告であるとわかれば、ある程度<sup>b</sup>のこちようが含まれているかもしれないと消費者も警戒できるからだ。

② 消費者庁や公正取引委員会、都道府県の調査で「疑い」や違反が確認されれば、広告主である事業者は行政の指導・命令を受ける対象となる。

③ ネット空間が広告媒体の主流になり、特にソーシャルメディア上の広告が急増する中、ステマ広告と疑われる例が後を絶たない。欧米では規制が進む一方、日本は「ステマ天国」といえる状況だと有識者からも指摘されてきた。行政は経済活動や表現の自由に留意しつつ、適正な法執行にあたってほしい。

消費者庁が今回、SNSで影響力のある「インフルエンサー」300人に尋ねたところ、4割がステマ広告を依頼された経験があり、その半数近くが引き受けたことがあると答えたという。インフルエンサー個人は行政処分の対象外だが、消費者を惑わす行為への加担は厳に慎むべきだ。消費者も実態を知り、注意力を高めたい。

新聞や雑誌、放送も広告媒体として例外ではない。かつて、広告と混然一体となった番組制作が地方の民放テレビ局で相次ぎ、問題視されたこともある。情報の受け手に疑念を抱かせぬよう、いま一度、メディアは足元を点検する必要がある。

規制の趣旨・目的を踏まえれば、政府や自治体も細心の注意を払うべきだ。政策・施策への支持を世論に広げようと、著名人を通じて情報を発信する広報活動が近年とくに目立つ。報酬を公表せず不信を招いた京都市の例もある。襟を正す時だ。

(2023年4月4日 朝日新聞 朝刊「社説」)

朝日新聞社に無断で転載することを禁ずる (承認番号 24-0634)

## 設問

1. この「社説」に適切なタイトルを20字以内でつけなさい。
2. 傍線部 a 及び b を漢字で書きなさい。
3. 傍線①について、このような宣伝方法をこの社説では5文字で表現しています。その表現を文中から抜き出して示しなさい。
4. 傍線②について、この社説の中で、どのような行為を違反行為と判断するかを示す部分を文中から80文字で抜き出し、その最初の16文字を示しなさい。
5. 傍線③について、この社説の中で、その具体例が記述されている部分を文中から73文字で抜き出し、その最後の14文字を示しなさい。
6. この「社説」の内容をふまえて、あなたの考えを501字以上600字以内で示しなさい。